

## 松戸市議会活性化委員会 委員長報告

松戸市議会活性化委員会は、平成19年12月定例会において、議長の諮問機関として設置されました。

当委員会は、地方分権の流れのなかで、首長と等しく二元代表制の一翼を担い、住民の意思を代表する議会として、住民意識の多様化、行政運営の変化に対応するためには、議会の機能を時代に合わせて再検証し、充実・発展させていく必要があるとの共通認識のもとで、20年3月までに10回開催し、議長へ検討結果を答申いたしました。

そこで今定例会において、その概要を報告いたします。

まず、「議会改革の必要性」についてであります。当委員会では検討にあたって、この問題認識を委員間でしっかりと共有することに何よりも重点を置いてまいりました。議会改革において、手法ばかりが先行すると、ややもすれば一過性の改革に終わってしまいかねないとの考えに基づき、まず原点に返って、地方自治の骨格である二元代表制における議会の役割、あるいは権能と、地方分権、市民参加など、自治体を取り巻く環境の大きな変化をどう捉えて、これからの地方議会のあり方を考えるのかということ協議、検討いたしました。

目指すところは、時代に応じて議会の本来の権能をいかに高めていくのか、すなわち、これからの松戸市議会が、分権改革のなかで真にあるべき二元代表制の姿を捉え直し、議事機関として担うべき役割を明らかにして、議員全員がその認識を共有することにより、議会そして議員の本来の責務を果たし、かつ高めていこうというものであります。

具体的には、分権改革の流れのなかで関係法令の改正なども行われ、とりわけ平成18年の地方自治法の一部改正による議会における専門的知見の活用などの制度改正は、議会としてもこれまで以上に自主性、自立性を高めて、自己決定・自己責任による自治体運営の一翼を担うことが求められており、そのことの認識を議員全員が共有して、議会改革を積極的に進めていく必要があるということが委員全員で確認されました。

さらに、今回の取り組みは、手法の改革よりも実質的に議会の権能を再検証し、議会の役割を高めていこうとするものであり、大上段に構えた改革ではなく、現実的で継続的に実施することが可能な改革を目指すということが、当委員会の共通認識とされました。

このような基本的な認識に基づき、議会改革の具体について協議検討を行った結果につきまして、以下に詳細をご報告申し上げますが、これらのうち「委員会活動のあり方」、「議決対象事件の拡大」につきましては、今回の改革の重要な課題と捉えたところであります。

それでは、順を追って説明させていただきます。

まず、「議案の説明聴取方法」についてであります。執行部から提出された議案の事前説明を聴取することは、議案審査の充実の観点からも必要な手続きと考えますが、現在の慣例による個別説明ではなく、各会派単位で説明を聴取することにより、会派内での意見交換の過程が充実し、委員会審査に臨む際に、より審査の充実が図られること、さらに、各会派単位で聴取することにより効率性も向上するとの意見集約がなされ、①議案の説明聴取方法は控室（会派）単位とする。②説明聴取日は便宜的にあらかじめ「定例会会議予定表」に記載する。③当初予算については、従来どおり「予算案説明会」を行なうことが決定されました。さらに、この検討のなかで、委員会における質疑は通告制ではないという原則の再確認及び当初予算、決算審査にあたっての執行部のヒアリング方法の見直しが

決定されました。

次に、「一般質問」につきましては、通告制であることから形骸化しているのではとの問題提起があり、検討がなされましたが、議会での発言の重要性を考えたときに、事前のやり取りでしっかりした理論構築を行ない、市民の最善の利益を引き出すための政策論議を行なうのが、議員の仕事であり、一概に形骸化とは言えないとの考え方で一致しました。

また、一問一答方式の導入についても検討がなされましたが、一問一答方式では、質問権に対して反問権が認められないなかで、納得できる答弁を引き出すための一方的な誘導型になるケースが懸念されること、さらに対面方式については、現行の登壇方式の方が、発言者が明確になること、一般質問は議会として執行部に行なうものであり、かつ議論を広く公開する意義もあることから、対面という方式にとらわれなくてもよいとの結論に至りました。

また、一般質問で提起された課題が「言いつ放し、聞きつ放し」になっているという問題も提起され、議員個人の質問においても、真に重要な課題については、議会として意見集約を図り政策提言していくなど、これを補完するために、常任委員会で引き続き検討してはどうかとの意見が出され、委員会活動のあり方のなかで、併せて検討することとなりました。

次に、「請願・陳情の審査」につきましては、陳情は各市議会によって取り扱いや審査方法が様々ですが、本市議会においては、陳情者の意向を尊重して、原則は請願と同様の取り扱いをしており、その意義がまず確認されました。さらに請願や陳情は、市民の方々から議会に提出された貴重な意見・要望であり、市民が直接議会へ判断を求めるものであることから、審査の充実について協議が行なわれ、その結果①議会への市民参加の一環として、請願・陳情提出者に趣旨説明の発言を行なう機会を担保する。②請願・陳情の審査にあたり、委員長の議事整理権の範囲で必要に応じて委員間のフリートーキングの機会を設けることが決定されました。

次に、「委員会活動のあり方」につきましては、委員全員が議会活性化の主要項目と受け止め、この検討には多くの時間が費やされました。現在の委員会活動は、主に付託された議案や請願・陳情を審査する受身の形の運営となっておりますが、活性化委員会では、議会の権能を充実させるには、常任委員会が市政の課題を能動的に取り上げて情報共有を図り意見集約できるものは、議会としての意見を発信していくことに意義があるとの確認がなされ、その方策について検討いたしました。実務的には、地方自治法第109条第4項に規定される所管事務調査の積極的な活用を図り、常任委員会が独自に市政に関する課題を所管事務調査事項として議決し、さらに会期にとらわれずに閉会中も継続して調査を行なうことにより検討を深め、意見集約が図られた事案については、本議会を通じて市民、行政へ議会の意見を発信していこうとするものです。協議のなかでは、「議会側から一方的な意見を言うだけではなく、行政側からの率直な意見も収集できる形をとらなければ、意見集約されたとしても実現性は低いのではないか」との意見が出され、「議会と行政が課題を共有して議論を深める意見交換を行なうための仕組みの導入が必要である」ことが確認されました。

さらに、各常任委員会の所管事務調査事項の拾い出しや、議会活性化の検証をするための組織を設けてはどうかなどの意見が出され、協議の結果、①その検証は議長に委ねることとし、市議会活性化の検証等を行なうために、現在の活性化委員会に各常任委員長を含めた機関を設置する。②所管事務調査項目は、過去の一般質問を中心にした市政に関する課題から抽出する。③各常任委員会は、所管事務調査項目を議決し、閉会中も継続して調査を行なう。④調査にあたって執行部からの意見を求めるときは、質疑ではなく率直な意見交換の場とする。⑤意見集約が図られた調査事項については、議長に報告後、本会議で

委員長報告を行なうとともに、必要に応じて政策提言として、市民、行政に発信していく。  
⑥調査にあたっては、地方自治法第100条の2に規定される「専門的知見の活用」を含め幅広い検討を行なうものとするのが決定されました。

次に、「議決対象事件の検討」につきましては、地方自治法第96条第2項の規定によって条例に規定し、議決事項を拡大することについて協議がなされ、執行部の各種計画を議決事項とすることが議論されましたが、予算が毎年度変動すること、議決を待つことによって、計画が遅延する恐れがあること、関係条例との整合性などの問題が出され、これらの検討を踏まえて①監視・評価や政策決定という本来の議会の機能を強化するために議決事項を拡大することとし、基本構想に基づく基本計画を議決事項とする。②市政に係る重要な計画等を策定しようとするときは、その過程において、議会への報告を義務付けることが意見集約されました。なお、この実施にあたっては、条例化が必要となることからその検討を進めることとされました。

次に、「議会の情報公開」「行政への市民参加と議会の役割」「議員研修の充実」及び「議会事務局のあり方」の4点については、それぞれ「議会を考える懇話会」から提言がなされ、活性化委員会においてもその提言のとおり、了承することで合意されました。

その内容については、次の通りであります。

まず、「議会の情報公開」については、本会議及び委員会での傍聴者への対応、インターネットの活用、あるいは情報公開条例の実施機関として、他市議会に先駆けて情報公開を進めているところですが、これで十分とすることなく引き続き、情報提供に努める。

次に、「行政への市民参加と議会の役割」については、市民参加が今後ともますます重要になっていくとしても、市民の代表として公選によって選出された議員の役割が弱まるものではなく、議員は市民の意見を全体意思として政策決定等に反映させていく責務がある。

次に、「議員研修の充実」については、議員は、その責務を果たすために幅広い知識と能力が求められていますが、個人では研修の充実には限界があることから、議会全体の問題と捉え、これを積極的に進めることが議員そして議会の審査能力をより高めることになる。

次に、「議会事務局のあり方」については、議会事務局の業務は、種々あるが特に情報調査事務については、社会情勢や国の動向等を迅速かつ的確に捉えるために充実することが求められている。また、情報提供体制をより充実する手法として議員が捉えた情報を議会事務局に投げかけ、事務局が調査・整理し、全議員にその情報をフィードバックすることによって、議会全体の情報として共有化でき、効率的かつ有効な情報収集方法として考えられる。

以上が活性化委員会で協議検討された結果であります。

最後に、今回の活性化委員会の協議結果をすべてとせず、今後とも、さらなる松戸市議会の活性化のために、新たに検証すべき点も含め、引き続き、協議を深めることが併せて委員全員で確認されましたので、申し添えます。

以上で、松戸市議会活性化委員会の委員長報告といたします。